

十島村水道料金の改定計画について

～平成 23 年 4 月より、水道料金が変わります～



日頃より十島村簡易水道事業に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、水道利用者である村民の皆様、将来にわたって安全かつ安定的な飲料水を提供するため、平成 23 年 4 月 1 日より水道料金の改定を計画しております。

改定の経緯、概要等につきましては、次のとおりです。

計画どおり改定となった場合、村民の皆様には、大変なご負担をお掛けしますが、簡易水道事業会計の健全な運営のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 水道料金改定にともなう経過

料金改定の経緯、経過は次のとおりです。

① 平成 20 年 3 月開催の水道審議会にて、それまで免除であった温泉施設の減免措置の廃止について審議。

② 平成 20 年度の村政座談会にて温泉施設減免措置の廃止について周知。

③ 平成 20 年 10 月より温泉施設の料金徴収開始。

※一般料金体制とは異なり、50 円 / m³ の定額制料金

④ 平成 21 年 5 月開催の水道審議会にて、一般料金改定について審議。

⑤ 平成 21 年 10 月開催の村政座談会にて別料金案を掲示し住民の意見を聴取した際、次の意見が出された。

- ・ 出来るだけ値上げ幅の少ない料金改定
- ・ 高齢者への減免措置(審議会でも同意見あり)

⑥ 平成 21 年 10 月開催の村政座談会の意見を基に庁内会議を行い、基本料金の見直しと高齢者の減免措置について検討。

⑦ 平成 21 年 12 月、議会との協議にて新料金および改定期の決定。

この時、平成 22 年 4 月 1 日付けでの改定予定であったが、社会情勢等の関係から、改定期を 1 年延期し、平成 23 年 4 月 1 日改定予定となった。

2. 新水道料金(案)について

現在の水道料金と改定後の水道料金案の比較については、下表のとおりとなっております。

本件につきまして、何かご不明な点がございましたら、役場経済課地域整備室までお問い合わせください。

使用料金について(案)

	1ヶ月あたり(円)		温泉施設
	現行	改正後	
1 ～ 5 m ³	50	60	50
6 ～ 10 m ³		80	
11 ～ 15 m ³		90	
16 ～ 20 m ³		100	
21 ～ 30 m ³		120	
31 ～ 50 m ³		150	
51 ～ 100 m ³	100	180	
101 m ³ 以上	200	200	

基本料金について(案)

口径	1ヶ月あたり		
	現行	改正後	温泉施設
13mm	200円	500円	200円
20mm	300円	600円	300円
25mm	400円	700円	400円
30mm	500円	800円	500円
40mm	600円	900円	600円
50mm	700円	1000円	700円

- ① 高齢者(70歳以上)は基本料金から1カ月当たり100円の減免とする
- ② 温泉施設に対しては現在の料金で据え置き